

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第3号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域監) 第35条の2 略	(地域監) 第35条の2 略
<u>(統括参事官)</u> 第35条の3 各部に、統括参事官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 統括参事官は、上司の命を受け、部の所掌事務のうち特に重要な事項に係るもの及び各部にわたる重要事項に係るもの総括整理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。	
(参事官) 第36条 部に、必要に応じて参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 略	(参事官) 第36条 警務部に4人、生活安全部に2人、刑事部に2人、交通部に2人、警備部に2人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 略
(参事) 第37条 部に、必要に応じて参事を置き、事務職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。 2 略	(参事) 第37条 警務部に、参事1人を置き、事務職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。 2 略
(統括監) 第40条 部に、必要に応じて統括監を置き、事務職員をもって充てる。 2 略	(統括監) 第40条 警務部に、統括監2人を置き、事務職員をもって充てる。 2 略

(首席師範)

第40条の2 警務部に、首席師範1人を置き、事務職員をもって充てる。

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第7号に掲げる事務のうち、職場における実戦的な訓練及び術科の指導教養に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(室長等)

第41条 略

(副参事)

第46条 部に、必要に応じて副参事を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

(室長等)

第41条 略

(副参事)

第46条 部に、副参事を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。